

101. 必要的共同訴訟と上訴

(1) 事案

X₁～X₄はA株式会社の株主、Yは同社の取締役である。X₁は、Yを被告として、株主代表訴訟を提起した。第一審は請求を棄却したため、X₁は控訴した。控訴審において、X₂～X₄が共同訴訟参加した。X₁につき控訴が棄却され、X₂～X₄についても参加請求が棄却された。これに対して、X₃・X₄は上告したが、その他の者は上告しなかった。

(2) 判示事項

複数の株主が共同して追行する株主代表訴訟において共同訴訟人の一部の者が上訴をした場合に上訴をしなかった者の上訴審における地位

(3) 裁判要旨

複数の株主が共同して追行する株主代表訴訟において、共同訴訟人である株主の一部の者が上訴をした場合、上訴をしなかった者は、上訴人にはならない。

(4) 確認事項

ア. 必要的共同訴訟の規律

(ア)概要

合一確定の要請により、訴訟資料と手続進行が統一される。

(イ)具体的規律

a 訴訟資料

共同訴訟人の一人の訴訟行為 (40条1項)

相手方の共同訴訟人の一人に対する訴訟行為 (40条2項)

b 手続進行

中断・中止の効力 (40条3項)

一部判決・弁論の分離の禁止

相手方の共同訴訟人の一人に対する訴訟行為 (40条2項)

(ロ)固有と類似で異なる規律が妥当しうるもの

訴えの取下げ

上訴

イ. 判例

平成23年2月17日判時2120号6頁

「数人の提起する養子縁組無効の訴えは、いわゆる類似必要的共同訴訟と解すべきであるところ（最高裁昭和43年（オ）第723号同年12月20日第二小法廷判決・裁判集民事93号747頁）、記録によれば、上告人兼申立人が本件上告を提起するとともに、本件上告受理の申立てをした時には、既に共同訴訟人であるX1が本件養子縁組無効の訴えにつき上告を提起し、上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、上告人の本件上告は、二重上告であり、申立人の本件上告受理の申立ては、二重上告受理の申立てであって、いずれも不適法である。」

判例タイムズ 1352 号 159 頁

「9 年判決及び 12 年判決の理由付けは、住民訴訟ないし株主代表訴訟の特質を強調したものとなっており、他の類似必要的共同訴訟に直ちに射程が及ぶものではなく、これらの判決があるからといって、他の類似必要的共同訴訟においても、直ちに「自ら上訴をしなかった共同訴訟人は、上訴人にはならない」ということになるものではない。かえって、9 年判決及び 12 年判決は、類似必要的共同訴訟については、共同訴訟人の一人が上訴した場合には、他の共同訴訟人も上訴人になるということが原則であることを前提とした上で、住民訴訟ないし株主代表訴訟については、元々他の住民ないし株主を代表して訴訟追行するという側面があり、その一部の者のみが上訴した場合には、その者に訴訟追行をさせれば足り、訴訟を追行する意思を失った者の意思に反してまで、その者を当事者として訴訟追行に関与させることが相当ではないとの判断の下に、例外的に、上訴人の地位に就かないとの判断をしたものであると理解するのが、素直な解釈であるように思われる。そして、住民訴訟及び株主代表訴訟においては、提訴者各人が自己の個別的な利益を有しているわけではないから、上訴しなかった住民や株主の上訴審における手続関与権を必ずしも重視する必要はないのに対し、養子縁組無効の訴えにおいては、養子縁組の無効を主張する者の上訴審における手続関与権を軽視することはできない。上訴しなかった共同訴訟人が上訴人としての地位に就かなくても、その請求部分が上訴審に移審するのであれば、その者の当事者としての地位を全面的に否定すべきではなく、手続に関与することができる余地を残すことが相当であろうが（非上訴人説であっても、上訴しなかった共同訴訟人はいつでも上訴審の手続に関与することができるとする。）、そうであれば、上訴しなかった共同訴訟人も上訴人になるとの見解を採るのが素直であろう。非上訴人説によれば、上訴人の地位を取得しなかった共同訴訟人が上訴審の手続に関与するための具体的な方法や手続関与の機会をどのようにして付与するかなど解明すべき問題は少なくない。自ら上訴しなかった共同訴訟人の手続関与権を軽視し得ないとの価値判断に重きを置く限り、少なくとも、数人の提起する養子縁組無効の訴えについては、上訴しなかった共同訴訟人も上訴人になるとの見解を維持することが相当であろう。」

（５）答案の流れ

【問題】

$X_3 \cdot X_4$ の上告は適法か。適法とされる場合には $X_1 \cdot X_2$ は上告人となるか。

【解答例】

株主代表訴訟は、株主が会社に代位して、取締役の会社に対する責任を追及する訴えである。そして、その判決の効力は会社に対しても及び（115 条 1 項 2 号）、その結果他の株主もその効力を争うことができなくなるという関係にある。したがって、株主代表訴訟には、判決効の矛盾抵触を回避するために判決内容を統一する必要があるため、類似必要的共同訴訟に該当すると解される。

必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一人の訴訟行為は全員の利益においてのみ効

力が生じる（40条1項）。上訴は、勝訴判決に結びつきうる有利な訴訟行為であるため、全員に対して効力が生じる。したがって、 $X_1 \cdot X_2$ が上告をしていない本事案においても、 $X_3 \cdot X_4$ の上告が共同訴訟人の全員に対して効力を有するため、 $X_3 \cdot X_4$ の上告は適法である。このように、 $X_3 \cdot X_4$ の上告が $X_1 \cdot X_2$ について効力を有する以上、 $X_1 \cdot X_2$ も上訴人となるのが原則である。もっとも、株主代表訴訟は、株主を代表して訴訟進行するという側面があり、その一部の者のみが上訴した場合には、その者に訴訟進行をさせれば足りる。そうであるならば、訴訟を進行する意思を失った者の意思に反してまで、その者を当事者として訴訟進行に関与させるのは妥当でない。また、株主代表訴訟は、提訴者各人が自己の個別的な利益を有しているわけではないから、上訴しなかった株主の上訴審における手続関与権を必ずしも重視する必要はない。よって、株主代表訴訟において上訴しなかった株主は上訴人にならないと考える。

以上より、 $X_1 \cdot X_2$ は上告人とはならない。